

瀬戸市教育委員会訓令第1号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号）  
の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤雅人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第5条、第6条関係）					別表第1（第5条、第6条関係）				
専決事項 / 決裁区分	教育長	部長共通	課長共通	備考	専決事項 / 決裁区分	教育長	部長共通	課長共通	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
情報公開	重要なもの	軽易なもの		行政課長合議	情報公開	重要なもの	軽易なもの		行政課長合議
	不服申立てに対する処分の決定	<u>情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u>				不服申立てに対する処分の決定	<u>情報公開審査会への諮問</u>		
個人情報保護		個人情報の訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定	行政課長合議	個人情報保護		個人情報の訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定	行政課長合議

	不服申立て に対する処 分の決定	<u>情報公開・ 個人情報保 護審査会へ の諮問</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
教育委員会の所 管に属する行政 財産の目的外使 用の許可	○			<u>行政課長合 議</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考				
1 この表における用語については、次に定めるところによる。				
(1)から(4)まで <省略>				
(5) 「 <u>情報公開・個人情報保護審査会</u> 」とは、 <u>瀬戸市附属機関設置 条例（平成25年瀬戸市条例第17号）</u> に規定するものをいう。				
(6) 「 <u>経営課長</u> 」、「 <u>行政課長</u> 」及び「 <u>人事課長</u> 」とは、 <u>瀬戸市行政 組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第5条</u> に規定する それぞれの課の長をいう。				

	不服申立て に対する処 分の決定	<u>個人情報保 護審議会へ の諮問</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
教育委員会の所 管に属する行政 財産の目的外使 用の許可	○			<u>契約財産課 長合議</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考				
1 この表における用語については、次に定めるところによる。				
(1)から(4)まで <省略>				
(5) 「 <u>情報公開審査会</u> 」とは、 <u>瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬 戸市条例第5号）</u> に規定するものをいい、「 <u>個人情報保護審議会</u> 」 とは、 <u>瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）</u> に規定するものをいう。				
(6) 「 <u>経営課長</u> 」、「 <u>行政課長</u> 」、「 <u>契約財産課長</u> 」及び「 <u>人事課 長</u> 」とは、 <u>瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号） 第4条</u> に規定するそれぞれの課の長をいう。				

2 <省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

1 教育部

主務課 の区分	決裁区分	教育長	主務部長	主務課長
	専決事項			
学校教 育課	企画		教育行政に関 する相談の処 理	①教育委員会に 提出する議案 の編成及び配 布 ②教育に係る調 査及び基幹統 計その他の統 計の実施
	指導	<省略>	<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

2 <省略>

2 <省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

1 教育部

主務課 の区分	決裁区分	教育長	主務部長	主務課長
	専決事項			
教育総 務課	庶務		教育行政に関 する相談の処 理	①教育委員会に 提出する議案 の編成及び配 布 ②教育に係る調 査及び基幹統 計その他の統 計の実施
	指導	<省略>	<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

2 <省略>

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。